税金・保険料の滞納処分から身を守る１０の対策

１．営業と生活を守るのは当然の権利

日本国憲法は「生活費に税金をかけてはならない」「能力に応じて公平に負担する」を原則にしています。滞納はこの原則に外れた税制に責任があります。

２．書類は捨てず、必ず見る

滞納を「恥ずかしい」と放置すると差押えなどが進行します。税務署からの督促状などは放置せず、また決してあきらめず、信頼できる人に相談しましょう。

３．営業と生活の見直しを

営業と生活の状況を数字でつかみ、対策を話し合いましょう。毎月、無理のない支払いにするなどの交渉の力になります。

４．権利として「納税の猶予」の申請を

「納税の猶予（国税通則法４６条)」「徴収猶予（地方税法１５条)」を認めさせれば差押えはできません。差押えの解除も申請できます。1年以内の分割納付も可能です。

５．担保に先日付小切手や手形は絶対きらない

国税庁は先日付小切手を「強制的に振り出させない」としています（２００５年５月１７日衆院財務金融委員会)。キッパリ断りましょう。

６．生存権的財産は憲法に基づき保障される

憲法２５条は生存権を保障しています。生存権的財産の家や預金の差押えは、憲法２９条の財産権の侵害です。売掛金や生命保険の差押えはやめさせましょう。

７．差押えには「換価の猶予」や「差押えの猶予」を

事業の継続、生活の維持を困難にする恐れがある財産の差押えは、猶予または解除できます。(「換価の猶予」国税徴収法１５１条）(「差押えの猶予」地方税法１５条５）

８．高すぎる延滞税は免除が当然

延滞税の免除も主張しましょう。「納税の猶予」が認められると、延滞税は４．３％以下になり全額免除も可能です。(国税通則法６３条、地方税法１５条９）

９．差押えに関する滞納者の保護規定の主張を

「超過差押え」や「無益な差押え」は禁止されています（国税徴収法４８条)。差押え財産の選択は「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮」しなければなりません（国税徴収法基本通達４７－１７)。

10. どうしても払えないときは「滞納処分の執行停止」を

「滞納処分の執行停止」を認めさせましょう（国税徴収法１５３条、地方税法１５条７)。「停止」が３年継続すると納税義務は消滅します。また明らかに徴収不能な場合、納税義務を消滅できます（国税徴収法１５３条５、地方税法１８条)。